

会 員 各 位

令和7年3月開催の自動車税相当額（保証金）の取り扱いについて

毎々、JU 岐阜羽島オートオークションにてお取引賜り誠にありがとうございます。

下記の通り、令和7年3月開催に限り、自動車税相当額（保証金）の取り扱いを自動車税本税（不課税）に変更させていただきます。各位におかれましては、ご一読・ご理解の上、セリにご参加くださいますようお願い申し上げます。

開 催 日	書類期限 (リスト記入ある 場合の最短期限)	自動車税本税（不課税）	
		普通車	軽自動車
3月1日 第1985回	4月末日迄 (最短3月末日)	令和7年度1年分の預かり 移転登録の場合 3月登録 .. 全額落札店様へ返金 4月登録 .. 全額出品店様へ支払 抹消登録の場合 3月抹消 .. 全額落札店様へ返金 4月抹消 .. 1ヶ月分を出品店様へ 残額を落札店様へ返金	令和7年度 軽自動車税の預かり（下表） 3月登録の場合 名変結果到着後、 全額落札店様へ返金 4月登録の場合 7年度分自動車税額を 出品店様へ支払
3月8日 第1986回	4月末日迄 (最短4月8日)		
3月15日 第1987回	4月末日迄 (最短4月15日)		
3月22日 第1988回	4月末日迄 (最短4月22日)		
3月29日 第1989回	4月末日迄 —		

【 出品店様へ 】

- ・ **3月開催は4月末日までの書類有効期限をお願いいたします。**（リスト記載がある場合を除きます。）
- ・ リスト記入により書類有効期限が通常より短い場合は、お早めの書類提出をお願いいたします。
- ・ **車検残の短い車両は抹消の上ご出品下さい。**

【 落札店様へ 】

- ・ 3月1日開催（第1985回AA）において、リスト記入の書類期限が3月末日までの場合は、必ず3月中名変をお願いいたします。又、名義変更の結果報告は4月2日迄に行ってください。
- ・ 名変結果報告期限内に結果報告が未着の車両は、当社にて現在登録証明で確認手続きをさせていただきます。（費用は落札店負担となります。）
- ・ 軽自動車の名変結果報告が提出期限を過ぎた場合、ペナルティ1万円を後日請求させていただきます。
- ・ 預かり自動車税は、グリーン化税制分も含めて暫定的な金額となります。
名変結果受領後、後日再精算させていただく場合がございます。

【 令和7年度軽自動車税（自家用） 】

	初年度登録		
	H24.3.31 以前 (重課税)	H24.4.1 ~ H27.3.31 (旧標準課税)	H27.4.1 以降 (新標準課税)
乗用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
貨物	6,000 円	4,000 円	5,000 円

〒501-6330 岐阜県羽島市堀津町2211番地
株式会社JU岐阜羽島オートオークション
 TEL 058-398-5301（書類・名変チーム）